様式第１号の１

農地法第３条の規定による許可申請書

記　載　例

令和　●　年 ●● 月 ●● 日

余市町農業委員会会長　殿

必要に応じて変更してください。
例:「譲渡人」、「貸人」

＜譲渡~~(貸)~~人＞
住所　余市町朝日町２６番地
氏名　余市　花子
生年月日　昭和××年××月××日
連絡先　0135-▲▲-▲▲▲▲

＜譲受~~(借)~~人＞
住所　余市町●●町●●番地
氏名　北海道　太郎
生年月日　平成××年××月××日
連絡先　080-▲▲▲▲-▲▲▲▲

下記農地（採草放牧地）について｛所有権（○）／賃借権／使用貸借による権利／その他使用収益権（　　）｝を｛設定（期間　　年間）／移転（○）｝

したいので、農地法第３条第１項に規定する許可を申請します（該当する内容に○を付してください。）

記

1　申請者の氏名等（国籍等は、所有権を移転する場合に譲受人のみ記載してください。

申請者	氏名（名称）	年齢	職業	住所（主たる事務所の所在地）	国籍等	在留資格又は特別永住者	在留期間及び在留期間の満了の日	認定経営発展法人（該当する場合には○）
譲渡~~(貸)~~人	余市　花子	●●	農業	同上				
譲受~~(借)~~人	北海道　太郎	××	会社員	同上	日本			

2　許可を受けようとする土地の所在等　（土地の登記事項証明書を添付してください。）

所在（余市町）	地番	地目 登記簿	地目 現況	面積（㎡）	所有者の氏名又は名称（現所有者が登記簿と異なる場合）	所有権以外の使用収益権が設定されている場合 権利の種類	権利者の氏名又は名称
朝日町	123	畑	畑	10,000	余市　花子〔　　〕		
朝日町	456	田	畑	5,000	余市　花子〔　　〕		
朝日町	789-10	田	田	2,000	〔　　〕		

筆数が多く欄が足りない場合は「別紙のとおり」等と記載し別紙を使用してください。

3　権利を設定し、又は移転しようとする理由
（１）譲渡~~(貸)~~人　後継者も無く、高齢による労働力不足から耕作が困難になり離農するため
（２）譲受~~(借)~~人　新規就農するため

4　権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容

契約の種類	所有権の移転時期または賃貸借及び使用貸借の期間	対価、賃料等の額［10a当たりの額］	その他
売買	許可後	5,100,000 円〔300,000〕	

農地法第３条の規定による許可申請書（別添）

Ⅰ　一般申請記載事項

記　載　例

＜農地法第３条第２項第１号関係＞

１－１　権利を取得しようとする者又はその世帯員等が、現に所有し、又は使用収益権を有する農地及び採草放牧地の状況

		農地面積（㎡）	田	畑	樹園地	採草放牧地面積（㎡）
所有地	自作地					
	貸付地					

		所在	地番	地目 登記簿	地目 現況	面積（㎡）	状況・理由
所有地	非耕作地						

新規に就農する場合は1－1の項目は空欄になります。
現在農業を営んでいる場合は現経営地の面積を該当する個所に記載してください。

		農地（㎡）	田	畑	樹園地	採草放牧地面積（㎡）
所有地以外の土地	借入地					
	貸付地					

		所在	地番	地目 登記簿	地目 現況	面積（㎡）	状況・理由
所有地以外の土地	非耕作地						

（記載要領）

１　「自作地」、「貸付地」及び「借入地」には、現に耕作又は養畜の事業に供されているものの面積を記載してください。
　なお、「所有地以外の土地」欄の「貸付地」は、農地法第３条第２項第５号の括弧書きに該当する土地です。

２　「非耕作地」には、現に耕作又は養畜の事業に供されていないものについて、筆ごとに面積等を記載するとともに、その状況・理由として、「賃借人○○が○年間耕作を放棄している」、「～であることから条件不利地であり、○年間休耕中であるが、草刈り・耕起等の農地としての管理を行っている」等耕作又は養畜の事業に供することができない事情等を詳細に記載してください。

１－２　権利を取得しようとする者又はその世帯員等の機械の所有の状況、農作業に従事する者の数及び配置の状況、農地法その他の農業に関する法令の遵守の状況等

（１）作付（予定）作物、作物別の作付面積

	田	畑			樹園地		採草放牧地
作付（予定）作物	水稲	ミニトマト	イチゴ		リンゴ		
権利取得後の面積　（㎡）	7,000	3,000	2,000		5,000		

（２）大農機具又は家畜

種類／数量		トラクター	トラック	防除機	草刈機	田植機	
確保しているもの	所　有						
	リ ー ス						
導入予定のもの	所　有	1	1		1	1	
	リ ー ス			1			
〔 資金繰りについて 〕		〔　融資　〕	〔自己資金〕	〔　融資　〕	〔自己資金〕	〔自己資金〕	〔　　〕

（記載要領）

１　「大農機具」とは、トラクター、耕うん機、自走式の田植機、コンバイン等です。「家畜」とは、農耕用使役する牛、馬等です。

２　導入予定のものについては、自己資金、金融機関からの借入れ(融資を受けられることが確実なものに限等資金繰りについても記載してください。

（３）農作業に従事する者の数及び配置の状況

①　権利を取得しようとする者が個人である場合には、その者の農作業経験等の状況

農作業歴　2　年	農業技術修学歴　　年	その他　（　　）

②　世帯員等その他常時雇用している労働力　（人）	現　在：　1	（農作業経験の状況：　2年程度農業経験あり）
	増員予定：	（農作業経験の状況：　　）
③　臨時雇用労働力（年間延人数）	現　在：	（農作業経験の状況：　　）
	増員予定：　4	（農作業経験の状況：　農業経験者を採用予定　）

④　配置の状況　所有又は借入農地が複数市町村にまたがる場合のみ記載（市町村別の状況を記載）してください（隣接市町村などで配置は該当する市町村名を列記してください。）。なお、「住所地、拠点となる場所等」には、市町村名を記載してください。）

市町村	氏名	住所地、拠点となる場所等

⑤　①～③の者の住所地、拠点となる場所等から権利を設定又は移転しようとする土地までの平均距離又は時間

①・②：町内在住　車で10分程度　③：町内または町外

（４）農地法その他の農業に関する法令の遵守の状況等（別紙１に記載し、添付してください。）

（５）その他の考慮すべき事項

＜農地法第３条第２項第２号関係＞　（権利を取得しようとする者が農地所有適格法人である場合のみ記載してください。）

２　その法人の構成員等の状況　（別紙「農地所有適格法人としての事業等の状況」に記載し、添付してください。）

＜農地法第３条第２項第３号関係＞

３　信託契約の内容　（信託の引受けにより権利が取得される場合のみ記載してください。）

＜農地法第３条第２項第４号関係＞　（権利を取得しようとする者が個人である場合のみ記載してください。）

４　権利を取得しようとする者又はその世帯員等のその行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業への従事状況

（「世帯員等」とは、住居及び生計を一にする親族並びに当該親族の行う耕作又は養畜の事業に従事するその他の２親等内の親族をいいます。）

農作業に従事する者の氏名	年齢	主たる職業	権利取得者との関係（本人又は世帯員等）	農作業への年間従事日数	備　考
北海道　太郎	××	会社員	本人	250	
北海道　梅子	□□	パート	妻	250	

（記載要領）

備考欄には、農作業への従事日数が年間150日に達する者がいない場合に、その農作業に従事する者が、その行う耕作又は養畜の事業に必要な行うべき農作業がある限りこれに従事している場合に○を記載してください。

＜農地法第３条第２項第５号関係＞

５　農地又は採草放牧地につき所有権以外の権原に基づいて耕作又は養畜の事業を行う者（賃借人等）が、その土地を貸し付け、又は質入れしようとする場合には、以下のうち該当するものに印を付してください。

□　賃借人等又はその世帯員等の死亡等によりその土地について耕作、採草又は家畜の放牧をすることができないため一時貸し付けようとする場合である。

□　賃借人等がその土地をその世帯員等に貸し付けようとする場合である。

□　その土地を水田裏作（田において稲を通常栽培する期間以外の期間稲以外の作物を栽培すること。）の目的に供するため貸し付けようとする場合である。
（表作の作付内容＝　　、裏作の作付内容＝　　）

□　農地所有適格法人の常時従事者たる構成員がその土地をその法人に貸し付けようとする場合である。

＜農地法第３条第２項第６号関係＞

権利を取得しようとする者又はその世帯員等が行う耕作の事業が、周辺農地の営農等に支障をきたす場合は許可できません。
この欄は必ず記入してください。

６　周辺地域との関係

権利を取得しようとする者又は[illegible]が、権利を設定し、又は移転しようとする農地又は採草放牧地の周辺の農地又は採草放牧地の農業上の利用に及ぼすことが見込まれる影響を以下に記載してください。

（例えば、集落営農や担い手への集積等の取組への支障、農薬の使用方法の違いによる耕作又は養畜の事業への支障等について記載してください。）

記入例（参考）

今回申請する農地はこれまで水田や普通畑として利用されており、所有権移転後も同様に利用するため、周辺の農地の農業上の利用に影響を及ぼすことはないと考えます。

また、農薬の使用方法については地域の防除基準に従います。

個人を譲受人とする所有権移転の場合、記入はここまでです。

Ⅱ　使用貸借又は賃貸借に限る申請での追加記載事項

権利を取得しようとする者が、農地所有適格法人以外の法人である場合、その者又はその世帯員等が作業に常時従事しない場合には、Ⅰの記載事項に加え、以下も記載してください。

（留意事項）

農地法第３条第３項第１号に規定する条件その他適正な利用を確保するための条件が記されている契約書の写しを添付してください。また、当該契約書には、「賃貸借契約が終了したときは、乙は、その終了の日から〇〇日以内に、甲に対して目的物を原状に復して返還する。乙が原状に復することができないときは、乙は甲に対し、甲が原状に回復するために要する費用及び甲に与えた損失に相当する金額を支払う。」、「甲の責めに帰さない事由により賃貸借契約を終了させることとなった場合には、乙は、甲に対し賃借料の〇年分に相当する金額を違約金として支払う。」等を明記することが適当です。

＜農地法第３条第３項第２号関係＞

７　地域との役割分担の状況

地域の農業における他の農業者との役割分担について、具体的にどういった場面でどういった役割分担を担う予定であるかを以下に記載してください。

（例えば、農業の維持発展に関する話し合い活動への参加、農道、水路、ため池等の共同利用施設の取決めの遵守、獣害被害対策への協力等について記載してください。）

＜農地法第３条第３項第３号関係＞　（権利を取得しようとする者が法人である場合のみ記載してください。）

８　その法人の業務を執行する役員のうち、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事する者の役職名及び氏名並びにその法人の行う農業への従事状況

（１）氏名	（２）役職名	（３）その者の耕作又は養畜の事業への従事状況 その法人が耕作又は養畜の事業（労務管理や市場開拓等も含む。）を行う期間：　　年〔　　〕か月		
		そのうち その者が当該事業に参画・関与している期間	年　　か月 年　　か月	（直近の実績） （見込み）
		そのうち その者が当該事業に参画・関与している期間	年　　か月 年　　か月	（直近の実績） （見込み）
		そのうち その者が当該事業に参画・関与している期間	年　　か月 年　　か月	（直近の実績） （見込み）
		そのうち その者が当該事業に参画・関与している期間	年　　か月 年　　か月	（直近の実績） （見込み）
		そのうち その者が当該事業に参画・関与している期間	年　　か月 年　　か月	（直近の実績） （見込み）

（欄が不足する場合は、別紙を添付してください。）

Ⅲ　特殊事由により申請する場合の記載事項

９　以下のいずれかに該当する場合は、該当するものに印を付し、Ｉの記載事項のうち指定の事項を記載するとともに、それぞれの事業・計画の内容を「事業・計画の内容」欄に記載してください。

（１）以下の場合は、Ｉの記載事項全ての記載が不要です。

□　その取得しようとする権利が地上権（民法第269条の2第1項の地上権）若しくはこれと内容を同じくするその他の権利である場合
（事業・計画の内容に加えて、周辺の土地、作物、家畜等の被害の防除施設の概要と関係権利者との調整の状況を「事業・計画の内容」欄に記載してください。）

□　農業協同組合法第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合若しくは農業協同組合連合会が、同項の委託を受けることにより農地又は採草放牧地の権利を取得しようとする場合、又は、農業協同組合若しくは農業協同組合連合会が、同法第11条の50第1項第1号に掲げる場合において使用貸借による権利若しくは賃借権を取得しようとする場合

□　権利を取得しようとする者が景観整備機構である場合
（景観法第56条第2項の規定により市町村長の指定を受けたことを証する書面を添付してください。）

（２）以下の場合は、Ｉの１－２（効率要件）及び２（農地所有適格法人要件）以外の記載事項を記載してください。

□　権利を取得しようとする者が法人であって、その権利を取得しようとする農地又は採草放牧地における耕作又は養畜の事業がその法人の主たる業務の運営に欠くことのできない試験研究又は農事指導のために行われると認められる場合

□　地方公共団体（都道府県を除く。）がその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地を公用又は公共用に供すると認められる場合

□　教育、医療又は社会福祉事業を行うことを目的として設立された学校法人、医療法人、社会福祉法人その他の営利を目的としない法人が、その権利を取得しようとする農地又は採草放牧地を当該目的に係る業務の運営に必要な施設の用に供すると認められる場合

□　独立行政法人農林水産消費安全技術センター、独立行政法人種苗管理センター又は独立行政法人家畜改良センターがその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地をその業務の運営に必要な施設の用に供すると認められる場合

（３）以下の場合は、Ｉの２（農地所有適格法人要件）以外の記載事項を記載してください。

□　農業協同組合、農業協同組合連合会又は農事組合法人（農業の経営の事業を行うものを除く。）がその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地を稚蚕共同飼育の用に供する桑園その他これらの法人の直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供すると認められる場合

□　森林組合、生産森林組合又は森林組合連合会がその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地をその行う森林の経営又はこれらの法人の直接若しくは間接の構成員の行う森林の経営に必要な樹苗の採取又は育成の用に供すると認められる場合

□　乳牛又は肉用牛の飼養の合理化を図るため、その飼養の事業を行う者に対してその飼養の対象となる乳牛若しくは肉用牛を育成して供給し、又はその飼養の事業を行う者の委託を受けてその飼養の対象となる乳牛若しくは肉用牛を育成する事業を行う一般社団法人又は一般財団法人が、その権利を取得しようとする農地又は採草放牧地を当該事業の運営に必要な施設の用に供すると認められる場合

（留意事項）

上述の一般社団法人又は一般財団法人は、以下のいずれかに該当するものに限ります。該当していることを証する書面を添付してください。

・　その行う事業が上述の事業及びこれに附帯する事業に限られている一般社団法人で、農業協同組合、農業協同組合連合会、地方公共団体その他農林水産大臣が指定した者の有する議決権の合計が議決権の総数の４分の３以上を占めるもの

・　地方公共団体の有する議決権の数が議決権の総数の過半を占める一般社団法人又は地方公共団体の拠出した基本財産の額が基本財産の総額の過半を占める一般財団法人

□　東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社又は西日本高速道路株式会社がその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地をその事業に必要な樹苗の育成の用に供すると認められる場合

（事業・計画の内容）